

# 改正派遣法に基づくマージン率の開示

九州スタッフ株式会社  
令和2年6月30日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）弊社のマージン率は、以下の通りです。

◇福岡本社 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-1 日本生命博多駅前ビル7F

派遣労働者の数	243人(1日平均)
派遣先の数	225社
マージン率	37.0%
派遣料金の1人あたりの平均額	15,551円（1日8時間当り換算）
派遣社員の賃金の平均	9,798円（1日8時間当り換算）

◇派遣労働者等教育訓練

教育訓練の種類	対象者	派遣労働者の費用負担の有無
就業前訓練 ビジネスマナー	派遣予定労働者	無
コンプライアンス研修 情報セキュリティ	新規派遣労働者	無
キャリアカウンセリング	派遣労働者	無
パソコン研修 コミュニケーション研修 商品知識 営業知識	派遣労働者 (派遣先研修含む)	無

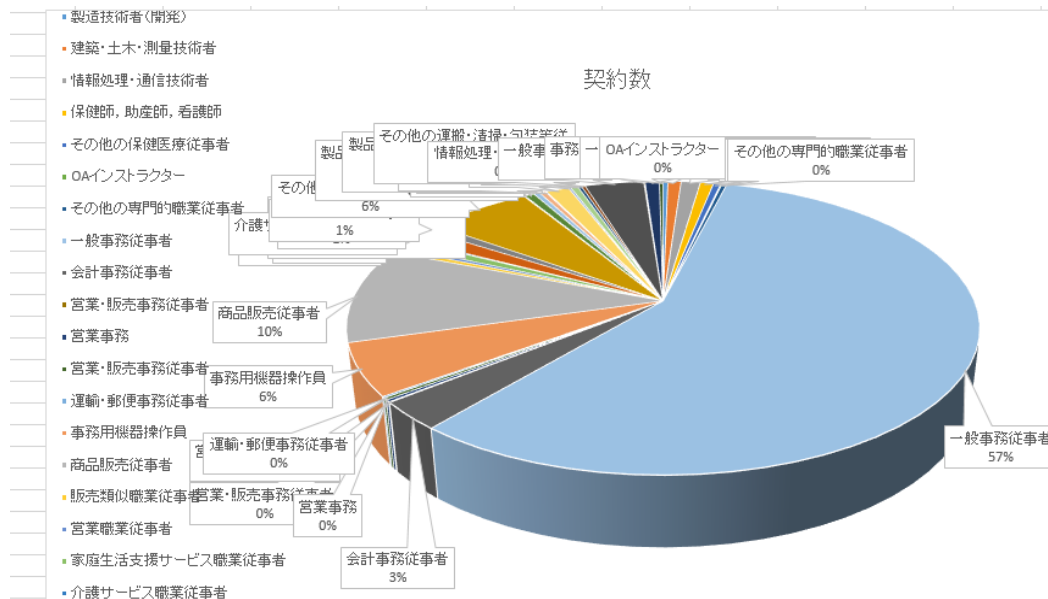
◇マージン率の計算方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

◇対象期間  
2019年4月～2020年3月

◇派遣労働者の主な職種



◇その他福利厚生など

- ・給与支払い期間の短期化: 月末翌15日払い
- ・健康診断(派遣開始より一定期間(6か月以上)を超え、4/1に在籍し一定期間継続する者)
- ・各種労働保険(労災/雇用)・社会保険(健康/厚生年金)【該当者】
- ・退職金支給(時給に含む)
- ・交通費支給(別途、規定に基づく)

◇労使協定

「労使協定方式」を適用する  
協定期間: 2020年2月1日 ~ 2021年1月31日 まで